

特定非営利活動法人の設立の認証の取消しについて

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第43条第1項の規定により、平成24年3月8日付けで次の18法人の設立の認証を取消しました。

1 取消理由

3年以上にわたって事業報告書等の提出がないため

2 取消しとなった法人の概要

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
北海道健康管理士会	札幌市中央区北三条東三丁目1番28-305号	この法人は、個人の健康、家族の健康、地域社会の健康を認識し、健康であることの意義を学び、予防医学の見地に立脚して医師とは異なる観点から、病気を未然に防ぐという一次予防による正しい健康づくりの指導的役割を果たし、もって北海道民の健康な生活の維持・増進に寄与することを目的とする。
こそだてねっとわか	札幌市中央区北9条西18丁目35-89（財）青少年野外教育財団内	この法人は、保護育成が必要な幼児・低学年児童に対して、その安全を保障し自立を促す生活の場を提供し、子育てを楽しむための親子参加イベント等を行う子育て支援・子育てに関する調査研究及びイベント開催等を通して、子育てのネットワークづくりと地域における子育ての拠点づくりを行い、子どもの健全育成、まちづくりの推進に寄与することを目的とする。
オープン・ザ・ハートプロジェクト	札幌市南区藻岩下1丁目4番7号2階	この法人は、応用心理学を基本に、現代人の心の問題・悩み・ストレスを改善し、人と人との関係が、より深く暖かいものにできるよう、カウンセリングや交流の場をすることにより、一人一人が豊かな社会生活を営めるよう社会福祉の発展と子どもの健全育成に寄与することを目的とする。
NPO西胆振物産情報ネット	伊達市南稀府町18番地12	この法人は、西胆振地域で生まれる農、水産、加工品などの優れたかつ、安全な物産品のPR、情報発信活動及び市民が求める「安全、安心な食品」の開発、情報提供活動等を通じて、地域振興、経済活動の活性化及び市民に安全・安心な食生活を提供するとともに、西胆振地域の障害者施設内で生み出される産品のPR、販売促進等を支援し、福祉施設の存在意義を高め、障害者の社会参加意識の高揚を促す活動を展開することにより、福祉の増進及び西胆振地域全体のまちづくりの推進に寄与することを目的とする。
未来をともに考える会	札幌市中央区界川2丁目10番22号	私達は地球環境が全ての生命を育む母胎であることを認識し、次世代に継承する地球環境の保安に全力を尽くします 4つのテーマを中心に自然・生活1&2・技術の調和として未来をともに考えることにより人々が、生き生きと暮らせるようなこの事業を通じて、次世代に素晴らしいこの環境を継続して維持することの活動を行う 環境系社会の実現を目指し、健康で住みよい社会環境をつくることを願い、公益の増進に寄与することを目的とします

特定非営利活動 法人の名称	主たる事務所の 所在地	定款に記載された目的
ワイズカウンセラー	札幌市厚別区厚別西1条1丁目1番28号 フォレストリバー202	わが国の社会保障は年金制度や雇用保険制度をはじめ様々なサービスを提供していますが、多くの市民がこれらの仕組みやサービスの内容、請求方法等に関して全容を把握しきれていないのが現状です。こうした背景に基づき、当法人は「常に支援者精神を忘れることなく」、一般市民、特に高齢者や障害者に対して、テキストや講習を通し社会保障制度の仕組みや各種申請方法等について広く普及させ、少しでも多くの市民が、「安心できる生活」を手に入れるための支援を活動目的とします。
再生プロジェクト ところ遺跡・ワッカ 原生事業団	北見市常呂町字常呂 575 番地の2	この法人は、地域の誇りである「サロマ湖ワッカ原生花園」及び「ところ遺跡の森」が衰退及び老朽化により壊滅の危機に瀕している現状を踏まえ、野草及び復元住居の再生を図るとともに、学術的な重要性などから広く活用することにより、環境の保全及び学術、文化の振興を図ることを目的とする。
シニア・ピース	札幌市東区北23条東21丁目2番30号	この法人は、特定施設入居者に入所して頂く、高齢者夫妻や単身高齢者に自給自足の働く場所を提供すると共に地域の高齢者にショートステイやデイサービスを通して一般社会とも交流しながら、生涯現役を実践していただき、ハッピーリタイヤに寄与することを目的とする。
北海道カウンセラー協会	札幌市清田区6条4丁目1番8号	この法人は、様々な理由で心にストレスを感じている人々に対して、心理カウンセリングに関する事業を行い、「精神的健全さ」を取り戻すことに寄与することを目的とする。
ニューホープ	札幌市手稲区前田5条7丁目4番4号	この法人は、学術・文化・芸術・スポーツの振興を図る活動を目的とする。特に活動場所・発表の場に恵まれない若い世代の音楽関連活動・ダンス活動の育成と後援について積極的に関与し、地域社会・行政と連携しながら一般市民、事業者、各種団体に啓発、広報活動する。
21世紀の自然環境を創る会	札幌市中央区南20条西11丁目2番11号永森レジデンス102号	この法人は、道民生活の向上を図るために、自然循環機能の啓蒙活動や都市の消費者と農・漁・山村の生産者との交流を図る活動、まちづくりフォーラムの企画などの活動を行い、このような活動を通して、都市と農・漁・山村の自然環境機能の向上を図り、人と自然が共生する豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。
北海道結婚支援連絡協議会	函館市本町2番3号	この法人は、過疎地域成婚希望者並びに結婚生活に悩みを持つ住民を対象に、それぞれが抱える問題について無料相談活動や他団体が催す地域近郊での各種結婚関連のイベント開催等の情報・参加を促し、協力・サポートによるイベント参加諸問題を軽減し、並びに結婚生活に必要な環境をつくり、未婚率・離婚率増加の抑制や現在問題になっている過疎地域を中心とした若年層の晩婚化・未婚化及び地域の過疎化の歯止めにつながるよう活動を行い、渡島檜山管内における街の活性化に寄与する事を目的とする。
フクジュソウ	帯広市西1条南8丁目9番地 エバーハウス菜の花方	この法人は、高齢者や障害者等、様々な困難を抱えながらも幸福に生き続けることを希求する広範な世代・地域の人々へのサービス供給主体として実践し、地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
北海道友愛サポート	札幌市南区石山255番地20	この法人は、高齢者に職場の提供を図り生き生きと暮らせる高齢化社会、自立の手助けを目的とする。
やまのしずく	亀田郡七飯町字軍川17番地9	この法人は、タイ王国の北部山岳民族とその周辺の方々に対して、物理的、精神的、経済的な自立生活への支援をする事業を行い、タイ王国の自然環境を生かした活力ある地域作りを通じて、タイと日本との国際交流を図ることを目的とする。
函館学童保育支援センター	函館市美原4丁目38番21号	この法人は、会員の協働による運営の基、保育が必要とされる小学校児童の豊かで安全な放課後及び学校休業日の生活の場を築くことによって、児童の心身の健やかな発達を援助するとともに、健全で豊かな地域社会の確立に寄与することを目的とする。
あゆむ	白老郡白老町字北吉原471番地509	この法人は、ボランティア精神を基に、地域の一員として、隣人愛と相互扶助のもと、地域の高齢者や障害者等に対し、訪問介護、訪問予防介護や家事援助、又移送やふれあい等の各種の福祉サービスを行い、もって、地域住民の健康、福祉の増進や生活の向上を図り、地域社会に寄与することを目的とする。
食の安心安全北海道	札幌市豊平区美園8条5丁目4番7号	この法人は、食の自給率の向上と食料の安全確保の観点から、地産地消型食文化の定着が必要と考え、出産を控えたお母さん達やその家族に対して地産地消型の離乳食教室等の事業を行い、また道内はもとより広く道外にも北海道農産物の魅力を発信し、生産者と消費者との知恵と工夫で道民の食意識の向上を図り、北海道農業の発展と地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

[参考～特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の関係条項]

第29条（事業報告書等の提出及び公開）第1項

特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等、役員名簿等及び定款等（その記載事項に変更があった定款並びに当該変更に係る認証及び登記に関する書類の写しに限る。）を所轄庁に提出しなければならない。

第43条（設立の認証の取消し）第1項

所轄庁は、特定非営利活動法人が前条の命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3年以上にわたって第29条第1項の規定による事業報告書等、役員名簿等又は定款等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。